

# 『続日本紀』の薨卒記事

野口武司

天平九年正月二十七日に、遣新羅使の大判官で従六位上の壬生使主宇太麻呂と、少判官で正七位上の大藏忌寸麻呂らの一行が新羅から本邦へ帰還した。併し乍ら、其の途次、遣新羅大使の従五位下阿倍朝臣繼麻呂は、津島停泊中此度大発している疫瘡に罹り、卒去したと観られるが、同副使の従六位下大伴宿禰三中は、自らが此の病痾に感染していることを慮り、暫し入京をしなかつた。

事後、三月二十八日に臻り、入京の遅れていた遣新羅使の副使で、正六位上の大伴宿禰三中ら四十人が一同揃って天皇に拝謁した。

爾後、此の天平九年の春期より夏期を経て秋期に到って猶も、其の病患は、猖獗の度合を益々高め深めていた。病魔に曝されて生命を絶たれた数多の人士らの中、『續日本紀』に依つて具有名の知られる者を順次取り上げて、其の各事例の年次、月日、官職、官位、姓名、家系・出自、時迹・閏歴・様子・状況等々を併載摘記しておこう。

天平九年

(1) 四月十七日 參議民部卿正三位藤原朝臣房前薨。送<sub>二</sub>大臣葬儀<sub>一</sub>。其家固辭不<sub>レ</sub>受。房前贈太政大臣正一位不比等之第<sub>二</sub>子也<sub>一</sub>。

(2) 六月十日 散位從四位下大宅朝臣大國卒。

(3) 六月十一日 大宰大貳從四位下小野朝臣老卒。

(4) 六月十八日 散位正四位下長田王卒。

(5) 六月廿三日 中納言正三位多治比真人縣守薨。左大臣正二位嶋之子也。

(6) 七月五日 散位從四位下大野王卒。

(7) 七月十三日 參議兵部卿從三位藤原朝臣麻呂薨。贈太政大臣不比等之第<sub>二</sub>子也<sub>一</sub>。

(8) 七月十七日 散位從四位下百濟王郎虞卒。

(9) 七月廿五日 勅遣<sub>二</sub>左大辨從三位橘宿禰諸兄。右大辨正四位下紀朝臣男人<sub>一</sub>。就<sub>二</sub>右大臣第<sub>一</sub>。授<sub>二</sub>正一位<sub>一</sub>拜<sub>二</sub>左大臣<sub>一</sub>。即日薨。遣<sub>二</sub>從四位下中臣朝臣名代等<sub>一</sub>監<sub>二</sub>護喪事<sub>一</sub>。所<sub>レ</sub>須官給。武智麻呂贈太政大臣不比等之第<sub>二</sub>子也<sub>一</sub>。

(10) 八月一日 中宮大夫兼右兵衛率正四位下橘宿禰佐爲卒。

(11) 八月五日 參議式部卿兼大宰帥正三位藤原朝臣宇合薨。贈太政大臣不比等之第<sub>二</sub>子也<sub>一</sub>。

(12) 八月二十日 三品水主內親王薨。天智天皇之皇女也。

天平十年

(13) 六月一日 武藏守從四位下粟田朝臣人上卒。

(14) 十月三十日 大宰大貳正四位下紀朝臣男人卒。

天平十一年

(15) 四月七日 中納言從三位多治比真人廣成薨。左大臣正二位嶋之第五子也。

(16) 十月五日 從四位下小野朝臣牛養卒。

天平十三年

(17) 三月二十八日 三品長谷部內親王薨。天武天皇之皇女也。

天平十四年

(18) 十月十四日 參議左京大夫從四位下縣犬養宿禰石次卒。

(19) 十一月二日 參議從三位大野朝臣東人薨。飛鳥朝廷糺職大夫直廣肆果安之子也。

(20) 十二月十九日 正四位下大原真人高安卒。

天平十七年

(21) 四月七日 散位從四位下三室王卒。

(22) 四月二十三日 大藏卿從四位上大原真人門部卒。

(23) 四月二十八日 散位正四位下春日王卒。

(24) 七月二十三日 典侍從四位上大宅朝臣諸姉卒。

(25) 八月二十七日 正三位山形女王薨。淨廣壹高市皇子之女也。

(26) 九月四日 知太政官事兼式部卿從二位鈴鹿王薨。高市皇子之子也。

(27) 九月十九日 散位從四位下中臣朝臣名代卒。

天平十八年

(28) 正月二十七日 正三位牟漏女王薨。贈從二位栗隈王之孫。從四位下美努王之女也。

天平十八年六月十八日 僧玄昉示寂条

僧玄昉死。玄昉俗姓阿刀氏。靈龜二年入唐學問。唐天子尊昉。准三品令着紫袈裟。天平七年隨大使多治比真人廣成還歸。賣經論五千餘卷及諸佛像來。皇朝亦施紫袈裟着之。尊爲僧正。安置内道場。自是之後。榮籠日盛。稍乖沙門之行。時人惡之。至是死於徙所。世相傳云。爲藤原廣嗣靈所害。

天平十九年

(29) 三月十一日 從四位下石川朝臣加美卒。

(30) 六月四日 長門國守從四位下秦忌寸嶋麻呂卒。

天平二十年

(31)六月四日 正三位藤原夫人薨。贈太政大臣武智麻呂之女也。

天平九年から同二十年までの十一年間に登載されているのは、合計三十一名であり、その内訳は次の通りである。

皇族・・・・・・・・・・(4)(6)(12)(17)(21)(23)(25)(26)(28)の九名

藤原朝臣氏・・・・・・・・(1)(7)(9)(11)(31)の五名

他余諸氏・・・・・・・・(2)(3)(5)(8)(10)(13)(14)(15)(16)(18)(19)(20)(22)(24)(27)(29)(30)の一七名

この合計三十一名につき、

⑦それら薨卒去の旦夕に迫った本人や、その家族に対して諸種の要望や注文を聴取したことについての記載は二例ある。

①家系出自が記載されている事例は、(1)(5)(7)(9)(11)(12)(15)(17)(19)(25)(26)(28)(31)の十三名おり、(1)(5)(7)(9)(11)(15)(19)の八名が男性、(12)(17)(25)(28)(31)の五名が女性である。この女性五名を除く男性八名のうち、①輩行記載のある者は、(1)(7)(9)(11)(15)の五名、それのない者は、(5)(19)(26)の三名である。この輩行記載のある五名の姓名についてみると、(15)の多治比真人廣成の外は、すべて藤原朝臣氏(1)の房前、(7)の麻呂、(9)の武智麻呂、(11)の字(色)に限られている。輩行記載のないのは、上記の(15)多治比真人廣成の外、(5)の多治比真人縣守、(19)の大野朝臣東人、(26)の鈴鹿王の三名を加えた四名がすべてである。

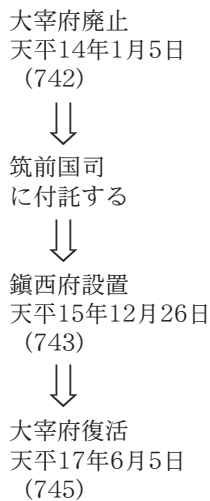
次は、天平十八年六月十八日に示寂した僧玄昉について触れよう。

天平十二年(七四〇)に藤原朝臣廣嗣が時政の失として、玄昉と下道朝臣眞備を排除せんことを上表したが、いわゆる藤原廣嗣の乱の発端である。玄昉は天平九年(七三七)八月二十六日に、僧正に直任せられ、内道場に仕えた。この年、彼が宮子皇太夫人を看病して宿疾を快癒せしめてから榮寵日に盛んとなり、これにより世人の憎悪する所となった。玄昉の時に創設された内道場は、政治の中心である朝廷の中へ宗教者が接近し、政治に容喙しやすい地盤を作った。これは後出の道鏡もまた、ここを足場として次第にその勢力を伸張していったことを想起せしめよう。

ところで、このように宗教者が政治に容喙し易い地盤を作成した張本人の玄昉をば指弾排斥する上表文の提示により勃発した、いわゆる藤原朝臣廣嗣の反乱について、国史である『続日本紀』の記載文字数が如何ほどであるかを精査検討してみると、凡そ次のようである。(この数字には、個々人の記載干支文字数は入っていない)

国史大系本『続日本紀』に依る藤原朝臣廣嗣の謀反・反乱に関する記載所用文字数は、左記の通りである。

天平十二年八月二十九日条	37字
九月三日条	71字
九月四日条	32字
九月五日条	30字
九月十一日条	21字
九月十五日条	57字



とを簡略して示すと左記のようになる。

あつた。この時、外従五位下の大伴宿禰三中は、従五位上の多治比真人牛養と俱に大宰少貳に任ぜられた。以上のこ

この天平十四年(七四二)一月五日から廃止になつていた大宰府が復活したのは、天平十七年(七四五)六月五日からで

つていた。

改めて喋々する迄もなく大宰府は、合制上の対外および西海道(九州)の総督府で、九州諸国の行政管理、外国使節や

帰化人の接待、海辺防備などを任務とした。こうした政庁が藤原朝臣廣嗣の謀反や反乱で従前の役割を果し得なくな

九月二十一日条	49字
九月二十四日条	209字
九月二十五日条	122字
九月二十九日条	196字
十月五日条	19字
十月九日条	432字
合計 1275字	

尙、此度の天平十七年(七四五)六月五日の大宰府復活に伴ない、その少貳に任用された大伴宿禰三中の、これ迄の  
閱歴を回顧してみるに、これより五年前の天平九年三月二十八日に、新羅からの帰還者中の幾たりかの人々と共に、  
初めて天皇に(聖武)拜謁の榮を賜つた。この大伴三中以外の人々をも含めて天皇に拜謁する榮譽に与つたのは、これが最初  
で、然も最後の事であつたであらうと考量されるのである。此処に記されている四〇名の中には、身体がぐったりして、  
時に危篤状態に陥る(疾)者、皮膚に豆粒大の膿をもつ出来物が生ずる(瘡)、その傷が治るに従い、其の傷の上に亦、傷が  
出来る(痂)杯と称される病患者が可成り多く存在してゐたのではないかと考量されるのである。此れは『續日本紀』天  
平九年六月一日条に「廢朝以二百官官人患レ疫也。」と在る事からも十分に推量される故である。

大伴三中は、その後、既述のように天平十七年(七四五)六月五日の大宰府復活に伴ない約三年五ヶ月振りに大宰少  
貳に任用され、而して、その翌天平十八年(七四六)四月十一日に長門守に任官され、更にその十一日後に外従五位下  
から従五位下へ昇叙され、その翌天平十九年(七四七)三月十日に刑部大判事に登庸された。これが『続日本紀』に於  
ける最終所見条であり、その後には就いては、他余の諸文献にも記載は見られない。

斯くして大伴宿禰三中の、生涯の一端に就いて触れ、そこから彼此想いを致してみると、極く通常の思考ないしは、  
通念からすれば、その最も活動・活躍が望まれる時期に、彼本来の職掌柄と密接に関わる政庁大宰府が、藤原朝臣廣  
嗣の謀反・反逆事件に依つて、従来からの、西海道治政の府としての機能を殆ど發揮し得なくなつてしまつた時期と、  
可成り長期に渡つて重なつてしまつたことがある。それに大伴三中自身の体調が、必ずしも満足しうるような状態で



はなかつた。そうした悪条件の中にあつたにも拘らず、大宰府復活後も、従前同様に治政下の人々の期待に添うよう、善く努めてきたと観られるのである。斯様なことを彼此思い合わせてみると、本稿の、いわば劈頭部から跡切れ跡切りに登場する大伴三中の経歴・実績を総合的に想い併せて考えみると、彼は単に俗務一辺倒に偏ることなく、有縁の人々との縁を、殊の外、重んじてきたことが知られるのであり、斯うした彼の生き様を想うと、転た感慨に堪えないものを観るのである。

註(一)新日本古典文学大系『続日本紀』二(本条(天平九年正月辛丑(二十六日条)の註(一)に、位階が従六位下で、大判官壬生宇太麻呂より位階が下なのは、宇太麻呂が帰朝により昇叙にあずかつたための追記で、三中は入京前であるので派遣時の位階のままであつたことによるか。三月壬寅条では正六位上。

	(A) 事例 順次	(B) 薨卒年次	(C) 薨卒日時	(D) 姓名	(E) 附帯官職	(F) 附帯 官位	(G) 事迹、閱歴 状況様子	(H) 家系出自
(1)		天平九年	四月十七日	藤原朝臣房前	參議民部卿	正三位	送以大臣葬儀。其家固辭不受。	贈太政大臣正一位 比等之第二子也。
(2)		天平九年	六月十日	大宅朝臣大國	散位	從四位下		
(3)		天平九年	六月十一日	小野朝臣老	大宰大貳	從四位下		
(4)		天平九年	六月十八日	長田王	散位	正四位下		
(5)		天平九年	六月廿三日	多治比真人縣守	中納言	正三位		左大臣正二位嶋之子也。
(6)		天平九年	七月五日	大野王	散位	從四位下		

(14)	(13)	(12)	(11)	(10)	(9)	(8)	(7)
天平十年	天平十年	天平九年	天平九年	天平九年	天平九年	天平九年	天平九年
十月三十日	六月一日	八月二十日	八月五日	八月一日	七月廿五日	七月十七日	七月十三日
紀朝臣男人	栗田朝臣人上	水主内親王	藤原朝臣宇合	橘宿禰佐爲	藤原朝臣武智麻呂	百濟王郎虞	藤原朝臣麻呂
大宰大貳	武藏守		參議式部卿兼大宰帥	中宮大夫兼右兵衛率		散位	參議兵部卿
正四位下	從四位下	三品	正三位	正四位下		從四位下	從三位

勅遣<sup>二</sup>左大辨從三位橘宿禰諸兄。右大辨正四位下紀朝臣男人<sup>一</sup>。就<sup>二</sup>右大臣第一<sup>一</sup>。授<sup>二</sup>正一位<sup>一</sup>拜<sup>二</sup>左大臣<sup>一</sup>。即日薨。遣<sup>二</sup>從四位下中臣朝臣名代等<sup>一</sup>監<sup>二</sup>護喪事<sup>一</sup>。所<sup>レ</sup>須官給。武智麻呂贈太政大臣不比等之第一子也。

贈太政大臣不比等之第四子也。

贈太政大臣不比等之第一子也。

贈太政大臣不比等之第三子也。  
天智天皇之皇女也。

- (15) 天平十一年 四月七日 多治比真人廣成 中納言 從三位
- (16) 天平十一年 十月五日 小野朝臣牛養 從四位下
- (17) 天平十三年 三月二十八日 長谷部内親王 天武天皇之皇女也。
- (18) 天平十四年 十月十四日 縣犬養宿禰石次 參議左京大夫 從四位下
- (19) 天平十四年 十一月二日 大野朝臣東人 參議 從三位
- (20) 天平十四年 十二月十九日 大原真人高安 正四位下
- (21) 天平十七年 四月七日 三室王 散位 從四位下
- (22) 天平十七年 四月二十三日 大原真人門部 大藏卿 從四位上
- (23) 天平十七年 四月二十八日 春日王 散位 正四位下
- (24) 天平十七年 七月二十三日 大宅朝臣諸姉 典侍 從四位上
- (25) 天平十七年 八月二十七日 山形女王 正三位
- (26) 天平十七年 九月四日 鈴鹿王 知太政官事兼式部卿 從二位
- (27) 天平十七年 九月十九日 中臣朝臣名代 散位 從四位下
- (28) 天平十八年 正月二十七日 牟漏女王 正三位

左大臣正二位鳴之第。  
五子也。

飛鳥朝廷糺職大夫直  
廣肆果安之子也。

淨廣壹高市皇子之女  
也。

高市皇子之子也。

贈從二位栗隈王之  
孫。從四位下美努王  
之女也。

- |           |           |            |
|-----------|-----------|------------|
| (31)      | (30)      | (29)       |
| 天平二十年六月四日 | 天平十九年六月四日 | 天平十九年三月十一日 |
| 藤原夫人      | 秦忌寸嶋麻呂    | 石川朝臣加美     |
|           | 長門國守      |            |
| 正三位       | 從四位下      | 從四位下       |

贈太上大臣武智麻呂  
之女也。